

川 保 育 発 第 1 9 号
令 和 2 年 4 月 9 日

保 護 者 各 位

川 越 市 長 川 合 善 明
(公 印 省 略)

緊急事態宣言後の保育施設の対応について（お願い）

このことについて、国内の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月7日の内閣総理大臣の新型インフルエンザ等対策措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、これを受け、同日、埼玉県知事から保育所については、規模を縮小して開所すること等を検討するよう依頼されているところでございます。

当該依頼を踏まえて、市内の保育所等の運営につきましては、緊急事態宣言がなされ、新型コロナウイルスの感染の拡大をより一層防止するとの観点から、下記のとおり依頼いたしますので、より一層のご理解ご協力を頂きますようお願いいたします。

記

1 登園自粛について

家庭において保育が可能な場合には、緊急事態宣言にかかる令和2年5月6日まで、登園の自粛をお願いします。

2 登園自粛にかかる保育料の取扱い

上記の依頼により、登園を自粛された場合には、保育料を減免することといたしますので、登園開始後に減免申請書を保育課または在園施設へご提出ください。

なお、減免期間は令和2年4月8日から5月6日までといたします。

| |
|---|
| 川越市こども未来部保育課入所担当 直通電話 049 (224) 5827 F A X 049 (223) 8786 E-mail hoiku@city.kawagoe.saitama.jp |
|---|